

## 第1回八代市景観審議会 次第

日時：令和5年2月9日（木）14:00～  
場所：八代市役所 本庁舎 207号会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付（委員紹介）
3. 市長挨拶
4. 会長及び副会長の選出
5. 会議の公開・非公開の決定
6. 議事
  - ・八代市景観計画等の一部変更について
7. 報告
  - ・景観重点地区（妙見宮周辺地区）指定に向けた取組状況について
  - ・景観重点地区（日奈久温泉街地区）指定に向けた取組状況について
8. その他
  - ・「八代市景観フォトコンテスト2022」最終審査
9. 事務連絡
10. 閉会

## 八代市景観審議会委員名簿（15名）

任期：令和4年2月2日～令和6年2月1日

No.	所属団体名	役職	氏名	ふりがな	備考
1	八代市農業委員会	副会長	内田 孝光	うちだ たかみつ	
2	八代観光物産研究会	代表	岡田 敏代	おかだ としよ	
3	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所	工務第一課長	北崎 芳憲	きたざき よしのり	
4	まちなか活性化協議会	タウンマネージャー	櫻井 力助	さくらい りきすけ	
5	熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学専攻	教授	柴田 祐	しばた ゆう	
6	熊本県県南広域本部 土木部 景観建築課	主幹兼景観建築課長	寺坂 美紀	てらさか みき	
7	(一社) DMOやつしろ	事務局長	寺山 博基	てらやま ひろき	
8	八代市地域協議会連絡会議	会長	徳田 武治	とくだ たけはる	
9	熊本県建築士会八代支部	支部長	豊岡 崇志	とよおか たかし	
10	八代商工会議所	副会頭	中山 英朗	なかやま ひであき	
11	八代市商工会	副会長	野村 浩一	のむら こういち	
12	湯の里日奈久振興会	理事	松本 啓佑	まつもと けいすけ	
13	八代市文化財保護委員会	委員長	松山 丈三	まつやま じょうぞう	
14	八代経済開発同友会	代表幹事	村田 真一郎	むらた しんいちろう	
15	熊本高等専門学校 八代キャンパス 建築社会デザイン工学科	教授	森山 学	もりやま まなぶ	

(五十音順・敬称略)

八市建政第 867 号

八代市景観審議会

八代市景観条例第25条に基づき、下記事項について、諮問する。

令和5年1月17日

八代市長

中村 博生



記

八代市景観計画の一部変更について

理由 八代市景観条例に基づく工作物に太陽光発電施設を指定することに伴い、八代市景観計画における届出対象行為及び景観形成基準の一部を変更することについて、意見を伺うものである。

## **八代市景観計画（該当部分抜粋）**

**※変更部分は朱書きで表示しています。**

## 第3章 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

この章では、「第2章 良好的な景観の形成に関する方針」に基づき、良好な景観形成のための制限として、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設などを行おうとする市民や事業者は、景観法及び八代市景観条例に基づき、その行為の前に景観行政団体の長（八代市長）へ届出を行う必要があり、景観形成基準に適合した行為であることの確認が求められることになります。

なお、行為の内容が景観形成基準に適合しない場合には、景観法に基づき、景観行政団体の長は、設計の変更その他必要な措置を勧告※1することができ、さらに、特定届出対象行為については、変更命令※2を行うこともできることとなっています。

※1：「勧告」：届出行為が、景観計画に定められた制限（景観形成基準）に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。（景観法第16条第3項）

※2：「変更命令」：特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、景観計画に定められた形態意匠の制限（景観形成基準）に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができます。（景観法第17条第1項）

### 第1節 良好的な景観形成に向けた仕組み

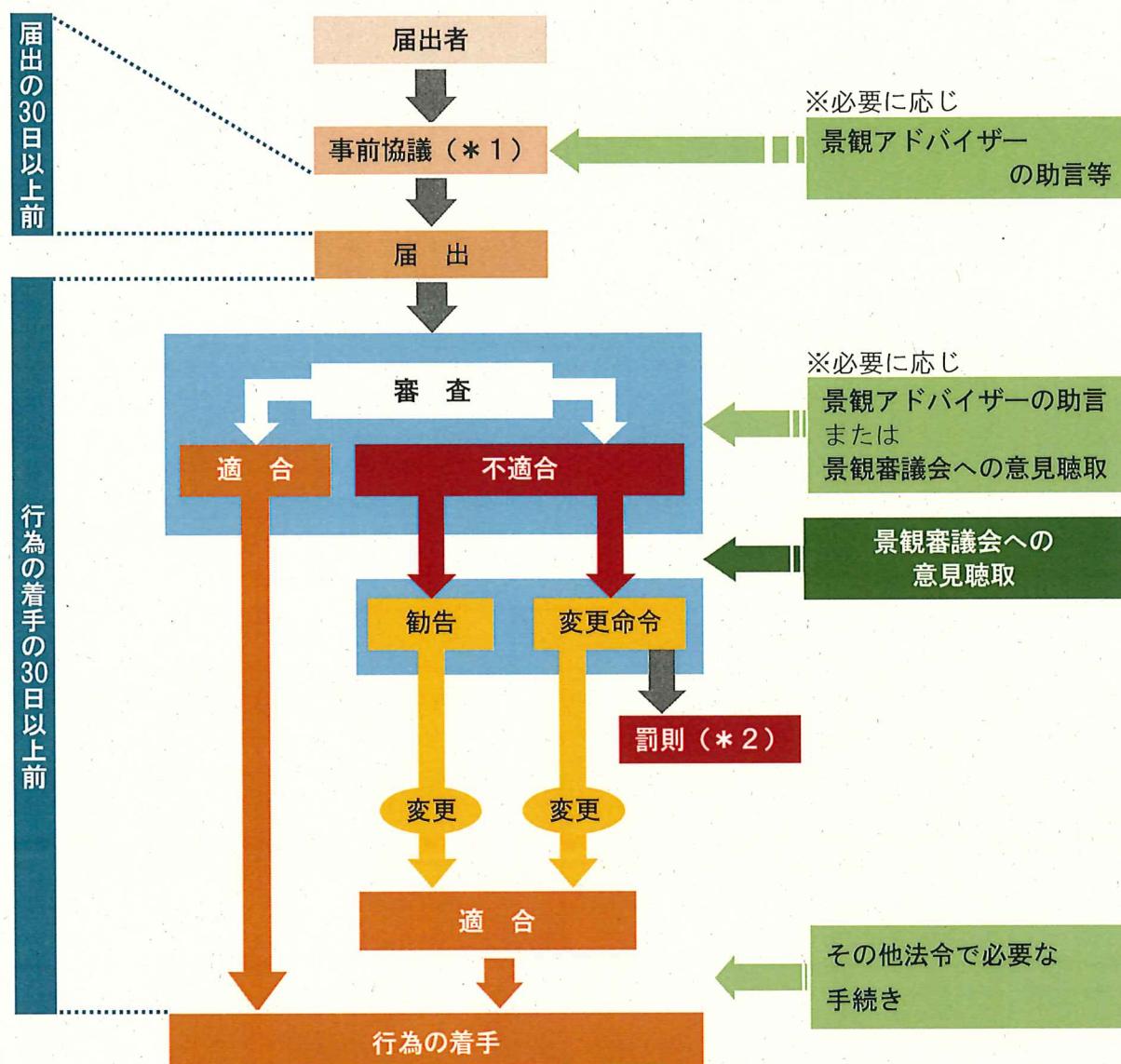
市全域を対象とした緩やかな基準による景観誘導を基本とし、特定の区域（特定施設届出地区、景観重点地区）については、より詳細な基準を設けることとします。

この2つを組み合わせることによって、メリハリのある景観形成を図っていきます。

#### ■地区区分と届出対象行為の概要

区域	地区区分	届出対象行為
市全域	一般地区 (景観重点地区候補を含む)	一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等 (大規模行為)
特定の区域	特定施設届出地区	指定した幹線道路沿道における一定規模以上の特定施設（物販店、飲食店等）に係る建築物の建築や工作物の建設等
	景観重点地区	特定の地区内における建築物の建築や工作物の建設等 (原則、全ての行為)

## ■行為の届出に係る手続きの流れ



\* 1 建築物等の計画について、景観形成基準に照らして、協議を行います。

\* 2 景観法に基づき、次のとおり罰則を適用します。

○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合等

○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等

○1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合

## 第2節 一般地区（市全域）

大規模な建築行為などは、周囲の景観に与える影響が大きく、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気が失われてしまう恐れがあります。

そこで、周辺景観への影響が大きい大規模な行為について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

### （1）対象区域の範囲

市全域（地先の公有水面を含み、景観重点地区を除く。）を対象区域とします。

### （2）届出対象行為

一般地区（市全域）における届出対象行為は、以下のとおりとします。

なお、届出対象行為に含まれない全ての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は、景観形成基準に適合するよう配慮するものとします。

#### ■一般地区（市全域）の届出対象行為

行為の種類※1		行為の規模※2	
建築物の建築等※3	建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（法第16条第1項第1号）		<ul style="list-style-type: none"><li>● 高さが13mを超えるもの 又は</li><li>● 建築面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li></ul>
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（法第16条第1項第2号）	柵・塀  その他の工作物※4	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの</li><li>● 高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの 又は</li><li>● 工作物の敷地面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるもの ※ 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く</li><li>● 太陽光発電施設について、高さ（太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。）の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）13mを超えるもの 又は</li><li>● 太陽光発電施設について、その敷地の用に供する土地の面積（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。）が1,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li></ul>

行為の種類※1		行為の規模※2
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋め立て又は干拓を含む土地の区画形質の変更（法第16条第1項第3号及び第4号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変更に係る土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの 又は</li> <li>● 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える 法面若しくは擁壁が生じるもの</li> </ul>
地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採（法第16条第1項第4号）		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの 又は</li> <li>● 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える 法面若しくは擁壁が生じるもの</li> </ul>
木竹の伐採（法第16条第1項第4号）		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの ※ 森林保護のための行為（間伐等）は除く</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積（法第16条第1項第4号）		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さが2mを超え、かつ、行為に係る部分の面積が500m<sup>2</sup>を超え、かつ、堆積の期間が90日を超えるもの</li> </ul>

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。（工事に係る仮設のものを除く。）

※4 八代市景観条例施行規則第3条第2号から**第13号**に掲げる工作物とする。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド等の遊戯施設、アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント等の製造施設、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設等の処理施設、広告塔又は広告板、  
**太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）**

### (3) 景観形成基準

建築物や工作物等の位置、高さ、形態、意匠（デザイン）、色彩、外構、緑化など、行為の内容について、望まれるあり方や守るべきこと、配慮すべきことを定めています。また、色彩については、マンセル値による定量的な基準を定めています。

#### ■一般地区（市全域）の景観形成基準

行為	事項	景観形成基準																																														
建築物の建築等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。</li> <li>壁面線や高さを揃えることで街並みの魅力向上に努める。</li> </ul>																																														
	外観	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul>																																													
		色彩・材料						<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、YR・Yの高明度低彩度色を推奨する。</li> <li>使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。</li> <li>アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。</li> </ul> <p>※ 着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p>																																								
														<p><b>【外壁の色彩基準】</b>※51ページ、52ページのマンセル表色系を参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">まちなか景観ゾーン※1</th> <th colspan="3">他の景観ゾーン※2</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～ 10 YR</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> <td>5 R～ 10 YR</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>Y</td> <td>—</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table>								まちなか景観ゾーン※1			他の景観ゾーン※2			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	基調色	5 R～ 10 YR	—	6 以下	5 R～ 10 YR	—	4 以下	Y	—	4 以下	Y	—	3 以下	上記以外	—
				まちなか景観ゾーン※1			他の景観ゾーン※2																																									
色相	明度	彩度		色相	明度	彩度																																										
基調色	5 R～ 10 YR	—	6 以下	5 R～ 10 YR	—	4 以下																																										
	Y	—	4 以下	Y	—	3 以下																																										
	上記以外	—	2 以下	上記以外	—	1 以下																																										
アクセント色	全色相	—	—	全色相	—	6 以下																																										
<p>※1 「都市計画用途地域内」とする。</p> <p>※2 「都市計画用途地域外」並びに「都市計画区域外」とする。但し、幹線道路沿道など、まちなか景観ゾーンと同等と認められる場合は、まちなか景観ゾーンの基準を適用できる。</p> <p><b>【屋根の色彩基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、周辺の景観と調和した色彩とし、無彩色又は低明度低彩度色を推奨する。</li> </ul>																																																

行為	事項	景観形成基準
建築物の建築等	外構・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、樹木や草花等により極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li> <li>建築設備は、道路から目立つ場所には極力設置せず、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する。</li> <li>日よけテントを設置する場合は、まちなみや建築物本体と調和するように色彩やデザインに配慮する。</li> <li>塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める。</li> </ul>
工作物の建設等	柵・塀	位置・高さ <ul style="list-style-type: none"> <li>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。</li> <li>周囲の柵・塀との調和や連続性に配慮することで街並みの魅力向上に努める。</li> </ul>
		形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>長大な壁面は、形態の工夫等により、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>
		色彩・材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、出来る限り無彩色又は低彩度色を使用し、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>材料は、出来る限り自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
		緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。</li> </ul>
太陽光発電施設	太陽光発電施設	位置・高さ <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。</li> <li>設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。</li> <li>太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。</li> </ul>
		形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。</li> </ul>
		色彩・材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努める。</li> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するように努める。</li> </ul>
		緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。</li> <li>太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。</li> </ul>
その他の工作物	位置・高さ	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
	形態・意匠	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
	色彩・材料	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。

行為	事項	景観形成基準
	外構・敷地の緑化	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li> <li>形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする。ただし、用水貯水池の補修などは除く。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面・擁壁は、出来る限り生じないよう努める。</li> <li>やむを得ず発生した法面・擁壁は、規模・形態・意匠・色彩などが周辺の景観と調和するよう配慮し、出来る限り緑化等による修景に努める。</li> </ul>
土石の採取又は 鉱物の掘取	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。</li> <li><b>掘採</b>終了後、緑化しやすいよう、計画的な<b>掘採</b>を行うことに努める。</li> </ul>
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りでない。</li> <li>伐採後は、植栽などによる修景に努める。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積物は、敷地境界から出来る限り後退させる。</li> <li>道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮へいや堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> </ul>

※ 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

- 寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

## 第3節 特定施設届出地区

幹線道路沿いでは経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や工作物、広告物が建設されやすい傾向にあります。これにより、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気が失われてしまう恐れがあります。

そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物等について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

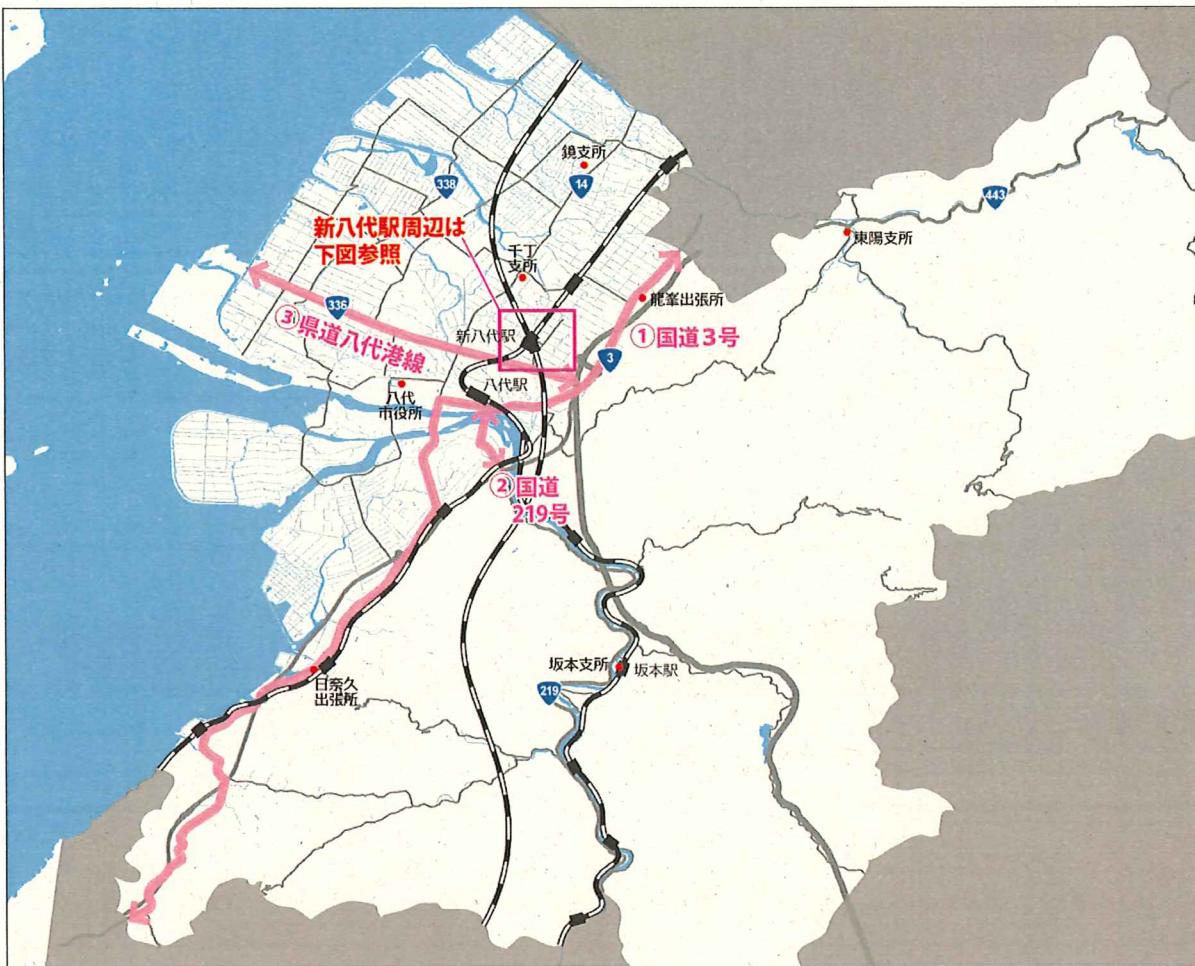
### (1) 対象区域の範囲

下表の路線の道路端から両側20m以内の区域（景観重点地区を除く。）とします。

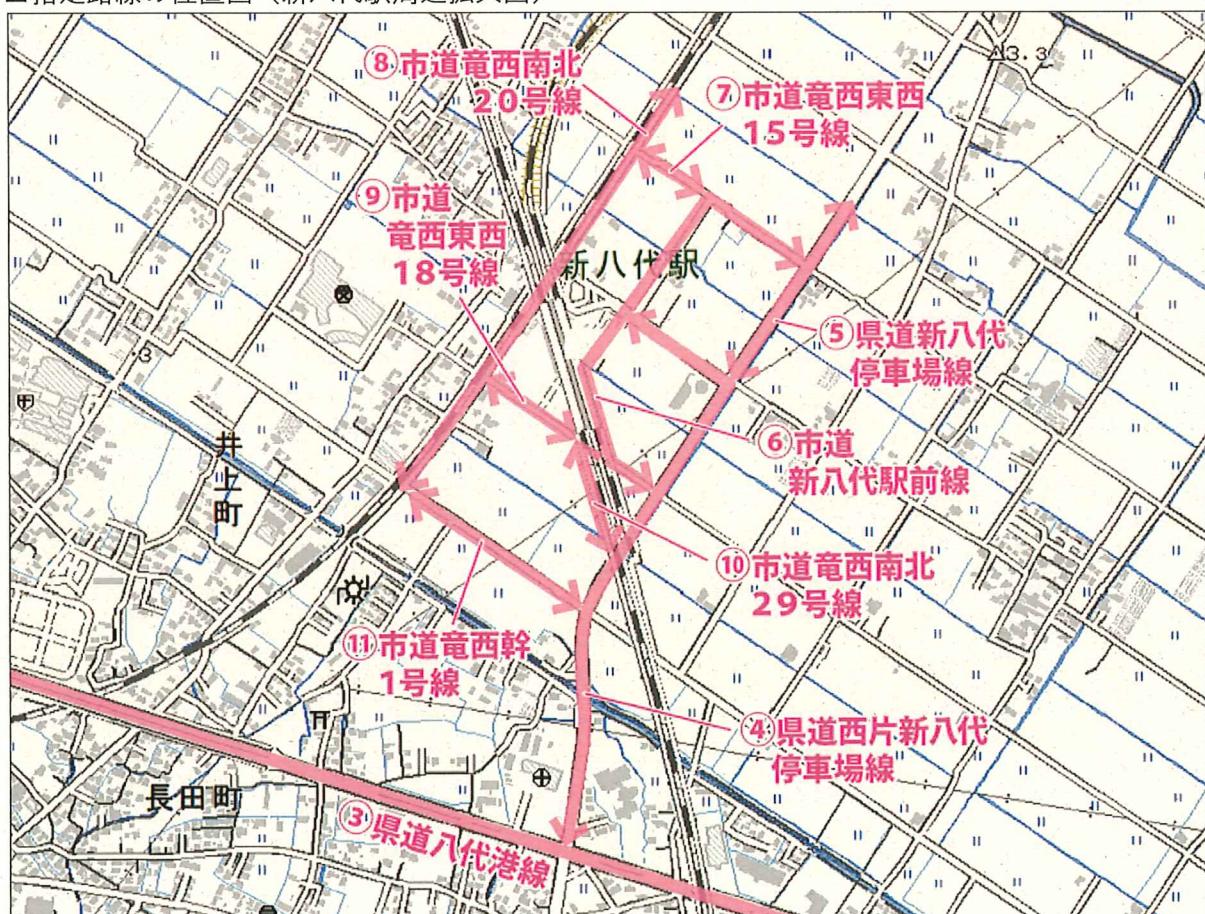
■特定施設届出地区の位置（指定路線）

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
①	国道3号	八代市と氷川町との境界	赤松隧道八代市側坑口	路端から両側20m以内
②	国道219号	国道3号との交点	球磨川遙拝堰との交点	路端から両側20m以内
③	県道八代港線	国道3号との交点	大島橋との交点	路端から両側20m以内
④	県道西片新八代停車場線	県道八代港線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から両側20m以内
⑤	県道新八代停車場線	県道西片新八代停車場線との交点	八代市上日置町425番地先	路端から両側20m以内
⑥	市道新八代駅前線	県道西片新八代停車場線との交点	県道新八代停車場線との交点	路端から両側20m以内
⑦	市道竜西東西15号線	市道竜西南北20号線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から両側20m以内
⑧	市道竜西南北20号線	市道竜西幹1号線との交点	八代市長田町3545番地先	路線から両側20m以内
⑨	市道竜西東西18号線	市道竜西南北20号線との交点	市道竜西南北29号線との交点	路線から両側20m以内
⑩	市道竜西南北29号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西東西18号線との交点	路線から両側20m以内
⑪	市道竜西幹1号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西南北20号線との交点	路線から両側20m以内

■指定路線の位置図（全体図）



■指定路線の位置図（新八代駅周辺拡大図）



## (2) 届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の特定施設及び届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

なお、特定施設届出地区は、一般地区（全市域）に重ねて指定することから、特定施設以外の全ての行為については、一般地区の届出対象行為及び景観形成基準が適用されます。

### ■届出が必要な特定施設の一覧

用 途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）	
広告塔、広告板、屋上広告	
その他	カラオケボックス、コインパーキング

### ■特定施設届出地区における届出対象行為

行為の種類※1		行為の規模※2
建築物の建築等※3	新築、増築、改築、移転若しくは撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の床面積の合計が10m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の面積の合計が10m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
工作物の建設等※4	新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが1.5mを超えるもの</li> <li>高さが5mを超えるもの</li> </ul>
	柵及び塀、擁壁等	
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 等	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが10mを超えるもの</li> </ul>
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが5mを超えるもの</li> <li>建築面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
	太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが1.5mを超えるもの 又は</li> <li>事業区域が100m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
	広告塔又は広告板※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が1m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>

行為の種類※1	行為の規模※2
広告物の設置又は外観の変更※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アーバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの</li> <li>又は</li> <li>● 表示面積が1m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>

- ※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。
- ※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする。
- ※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)
- ※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物とする。
- ※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

### (3) 景観形成基準

特定施設届出地区における景観形成基準は、以下のとおりとします。

#### ■特定施設届出地区における景観形成基準

事項	景観形成基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等、出来るだけ道路から後退した位置とする。</li> <li>● 隣接する施設相互において、沿道から見て連携性の保てる位置とする。</li> <li>● 交差点等、角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>● 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>● 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>● 道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>● 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。</li> <li>● 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人物が突出することを避けるように配慮する。</li> </ul>
外観 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物・工作物等は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。</li> <li>● 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>● 電飾を含め、壁面の意匠は、それ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>● 広告物については、出来るだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともに、その沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。</li> </ul>

事項	景観形成基準																		
外観 色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、YR・Yの高明度低彩度色を推奨する。</li> <li>使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。</li> <li>アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。</li> <li>特に屋根面には、出来る限り無彩色又は低明度低彩度色を使用し、周辺の景観と調和したものとする。</li> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とするよう努める。</li> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のものまたは防眩処理等を施したものを使用するよう努める。</li> </ul> <p>※ 着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p>【色彩基準】※51ページ、52ページのマンセル表色系を参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～10 YR</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	基調色	5 R～10 YR	—	6 以下	Y	—	4 以下	上記以外	—	2 以下	アクセント色	全色相	—	—
	色相	明度	彩度																
基調色	5 R～10 YR	—	6 以下																
	Y	—	4 以下																
	上記以外	—	2 以下																
アクセント色	全色相	—	—																
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努める。</li> <li>広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲は、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努める。</li> <li>敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li> <li>太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連續性をなくさないように努める。</li> </ul>																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li> <li>のぼり、ぼんぼり、広告網等については、出来るだけ行わないようにする。</li> <li>道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li> </ul>																		

## 八代市景観条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び八代市景観条例（令和元年八代市条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

#### (規則で定める工作物)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に掲げるものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は廣告板
- (13) 太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

#### (規則で定める特定施設)

第4条 条例第2条第7号の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設

- (4) 屋上広告
- (5) カラオケボックス
- (6) コインパーキング
- (7) 太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

（届出を要する行為の規模等）

第5条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- (1) 第3条第2号から第5号まで及び第7号から第12号までに規定する工作物 高さ13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル
  - (2) 第3条第6号に規定する工作物 高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル
  - (3) 第3条第13号に規定する工作物 高さ（太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。）の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。）1,000平方メートル
- 3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模は、高さ2メートル、かつ、長さ50メートルとする。
- 4 条例第7条第1項第2号エの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。
- 5 条例第7条第1項第2号エの規則で定める規模は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとする。
- 6 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。
- 7 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとする。
- 8 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。
- 9 条例第7条第1項第2号キの規則で定める堆積の期間は、90日とする。
- 10 条例第7条第1項第2号キの規則で定める規模は、高さ2メートル、かつ、面積500平方メートルとする。

(行為の届出)

第6条 条例第7条第4項に規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 一般地区における行為 一般地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)及び行為の種類に応じて別表第1に定める図面

(2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面

(勧告の通知)

第7条 市長は、法第16条第3項又は条例第7条第5項の規定による勧告を行う必要があると認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を景観計画区域内行為勧告通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人水資源機構

(2) 独立行政法人都市再生機構

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(4) 日本下水道事業団

(5) 独立行政法人国立病院機構

(6) 国立大学法人

(7) 公立大学法人

(8) 独立行政法人国立高等専門学校機構

(9) 地方住宅供給公社

(10) 地方道路公社

(11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第9条 条例第9条第1項第1号及び同条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設に係る次に掲げる行為

ア 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

- ウ 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
- (ア) 第3条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- (イ) 第3条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
- (ウ) 第3条第6号に規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が10メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が10メートルを超えるものを除く。）
- (エ) 第3条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下、かつ、建築面積が10平方メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は建築面積が10平方メートルを超えるものを除く。）
- (オ) 第3条第12号に規定する工作物で、表示面積が1平方メートル以下のもの（増築後又は改築後の表示面積が1平方メートルを超えるものを除く。）
- (カ) 第3条第13号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下かつ事業区域の面積が100平方メートル以下のもの
- エ 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更
- (ア) 熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの
- (イ) 張り紙、張り札、立看板、のぼり、ぼんぼり、廣告網、アドバーチン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
- (ウ) 表示面積が1平方メートル以下のもの
- (エ) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- オ 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

カ 地盤面下又は水面下における行為

キ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ク 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該特定施設届出地区の決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める行為は、前項第1号エからクまでに掲げる行為とする。

3 条例第9条第2項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の撤去で、これらの行為に係る高さが13メートル以下又は建築面積が1,000平方メートル以下のもの

(2) 次に掲げる工作物の撤去

ア 第3条第1号に規定する工作物で、高さが2メートル以下又は長さが50メートル以下のもの

イ 第3条第2号から第5号まで又は第7号から第12号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって撤去される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が13メートル以下のもので、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以下のもの

ウ 第3条第6号に規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって撤去される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が20メートル以下のもので、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以下のもの

(3) 第1項第1号オからクまでに掲げる行為

（事前協議の提出書類）

第10条 条例第11条第1項の協議は、行為の種類に応じて別表第1及び別表第2に定める図面を提出して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識）

第11条 法第21条第2項及び法第30条第2項の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定告示）

第12条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び同項に規定する土地その他の物件を告示するものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を

告示するものとする。

(条例第19条第1項の規則で定める面積)

第13条 条例第19条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民団体の認定要件)

第14条 条例第20条第1項の規則で定める団体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 活動の内容が景観形成に資すること。
- (2) 活動の内容が一定期間において継続が可能であること。
- (3) 活動の内容が他の住民等に対し不利益を与えるものでないこと。
- (4) 次に掲げる事項を定めた規約を有すること。

ア 目的

イ 名称

ウ 活動地域

エ 活動の内容

オ 事務所等の所在地

カ 構成員に関する事項

キ 役員の定数、任期及び職務に関する事項

ク 会議に関する事項

ケ 会計に関する事項

(景観形成住民団体の認定申請)

第15条 条例第20条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成住民団体認定申請書（様式第4号）
- (2) 団体規約
- (3) 団体の活動区域を示す図面で縮尺が2,500分の1程度のもの
- (4) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び事務所の所在地）を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観形成住民団体の認定通知等)

第16条 市長は、条例第20条第2項の規定による申請があった場合において、審査の上、景観形成住民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定通知書（様式第5号）により、当該申請を行ったものに通知するものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観形成住民団体の認定の取消し)

第17条 市長は、条例第20条第3項の規定により景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観形成住民団体取消通知書（様式第6号）により、速やかにその団体の代表者に通知するものとする。

(条例第21条第3項の規則で定める要件)

第18条 条例第21条第3項の規則で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。

(助成等)

第19条 条例第24条の規定による助成等の基準その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

(景観審議会の組織及び運営)

第20条 八代市景観審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていないときは、市長が招集する。
- 6 審議会の会議は、会長がその議長となる。
- 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 10 審議会に、必要な調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。
  - 11 部会は、部会長及び部員をもって組織する。
  - 12 部会長は、建設部建設政策課長をもって充て、部員は、部会長が指名する者をもって充てる。
  - 13 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる
  - 14 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
  - 15 審議会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。
  - 16 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年7月24日規則第10号）

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（令和4年 月 日規則第 号）

この規則は、令和4年 月 日から施行する。

別表第1（第6条、第10条関係）

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築若しくは新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おむね縮尺200分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おむね縮尺200分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

	太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。
2 土地の区画形質の変更及び地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後ののり面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が

			分かるカラー写真とする。
3 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図 (おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図 (おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図 (おおむね縮尺 500 分の 1 以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができます。

別表第2 (第6条、第10条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設 (広告塔、広告板及び屋上広告を除く。)の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図 (おおむね縮尺 200 分の 1 以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺 200 分の 1 以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図(出力規模が 1 メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。

		(又はイメージパース)	
2 広告塔、広告板及び屋上広告の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺100分の1以上もの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告塔、広告板及び屋上広告の位置 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上でのもので、着色したもの）	広告塔、広告板及び屋上広告の形状、図柄、構造及び寸法 広告塔、広告板及び屋上広告の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 広告物の設置又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺100分の1以上もの）	方位 敷地の形状及び寸法 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上でのもので、着色したもの）	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考・行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができます。

様式（省略）

## 様式第1号（第6条関係）

## 一般地区における行為の（変更）届出書

令和 年 月 日

八代市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名 名称及び

代表者氏名

電話番号

景観法第16条第1項若しくは第2項又は八代市景観条例第7条第2項若しくは第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地区の名称	・まちなか景観ゾーン			・その他の景観ゾーン		
2 行為の場所	八代市					
3 行為の期間	着手予定 令和 年 月 日	完了予定 令和 年 月 日				
4 行為の種類	(1) 建築物	用途( )				
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更				
	(2) 工作物	種類又は用途( )				
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更				
		(3) 土地の区画形質の変更		(4) 地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採		
(5) 木竹の伐採		(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者名) 電話番号					
6 その他の参考事項						
※他の法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付 年 月 日	※勧告又は変更命令の年月日				

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り	階建て	
		仕上材料	屋根 外壁		
		色彩	基調色	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)
			アクセント色	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)
		(2) 工作物	種類	高さ、延長及び 敷地面積	構造
				m m m <sup>2</sup>	(マンセル値)
				m m m <sup>2</sup>	(マンセル値)
		(3) 土地の区画 形質の変更	目的	土地の面積	法面若しくは擁壁の高さ及び長さ
				m <sup>2</sup>	m m
		(4) 地形の外観 の変更を伴う土 石の採取又は鉱 物の掘採	採取物の種類	土地の面積	法面若しくは擁壁の高さ及び長さ
				m <sup>2</sup>	m m
		(5) 木竹の伐採	目的	樹種	高さ及び伐採面積
					m m <sup>2</sup>
		(6) 屋外におけ る土石、廃棄物、 再資源その他の 物件の堆積	目的及び物品 の種類	高さ	物件の水平投影面積
				m	m <sup>2</sup>
8 景観形成上配慮した事項					自 年 月 日 至 年 月 日

## ■ 記入上の注意（一般地区）

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）、柵及び塀にあっては種類（例 フェンス、ブロック塀等）を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物（柵及び塀を含む。）にあっては「高さ、延長及び敷地面積」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し（例 淡いグリーン、濃い茶色等）、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて八代市景観条例施行規則別表第1に定める図面（行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。

## 様式第2号（第6条関係）

## 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書

令和 年 月 日

八代市長様

届出者 住所(所在地)

氏名 名称及び  
代表者氏名

電話番号

景観法第16条第1項若しくは第2項又は八代市景観条例第7条第2項若しくは第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所	八代市		
2 行為の期間	着手予定 令和 年 月 日	完了予定 令和 年 月 日	
3 特定施設の用途	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 ア 第1項第4号施設（マージャン屋、パチンコ屋等） イ 第1項第5号施設（ゲームセンター等） ウ 第6項第4号施設（ラブホテル等）		
	(2) 給油取扱所	(3) 飲食店業を営むための施設 ( )	(4) 物品販売業を営むための施設 ( )
	(5) 物品貸付業を営むための施設 ( )	(6) ホテル営業又は旅館営業を営むための施設	(7) 広告塔、広告板、屋上広告
	(8) 太陽光発電施設	(9) その他 ( )	
4 行為の種類	(1) 特定施設	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
	(2) 附帯施設	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
	(3) 広告物の設置又は外観の変更		
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地)		
	氏名(名称及び担当者氏名)		
	電話番号		
6 その他の参考事項			
※ 他の法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日	

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り	階建て	
	(2) その他の施設	仕上材料	屋根	外壁	
		色彩	屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)		
	(3) 太陽光発電施設	種類	規模(高さ、面積、延長等)	構造	色彩
					(マンセル値)
					(マンセル値)
					(マンセル値)
	(4) 広告塔、広告板及び屋上広告	種類	太陽電池モジュールの形状、寸法及び総面積	構造	太陽電池モジュール、フレーム及び架台の色彩
	(5) 広告物の設置又は外観の変更	種類	形状及び寸法(広告面の高さ及び面積)	色彩	
				(マンセル値)	
8	景観形成上配慮した事項				

### ■ 記入上の注意（特定施設届出地区）

- 1 「特定施設の用途」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(3)飲食店業を営むための施設、(4)物品販売業を営むための施設、(5)物品貸付業を営むための施設及び(8)その他にあっては、その種類若しくは用途を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、他の施設にあっては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板、屋上広告若しくは広告物の設置又は外観の変更にあっては「形状及び寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
- 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 9 ※欄は、記入しないこと。
- 10 不要な文字は、抹消すること。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて八代市景観条例施行規則別表第2に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。



# 景観重点地区(妙見宮周辺地区)指定 の取組状況について



## ■これまでの経緯

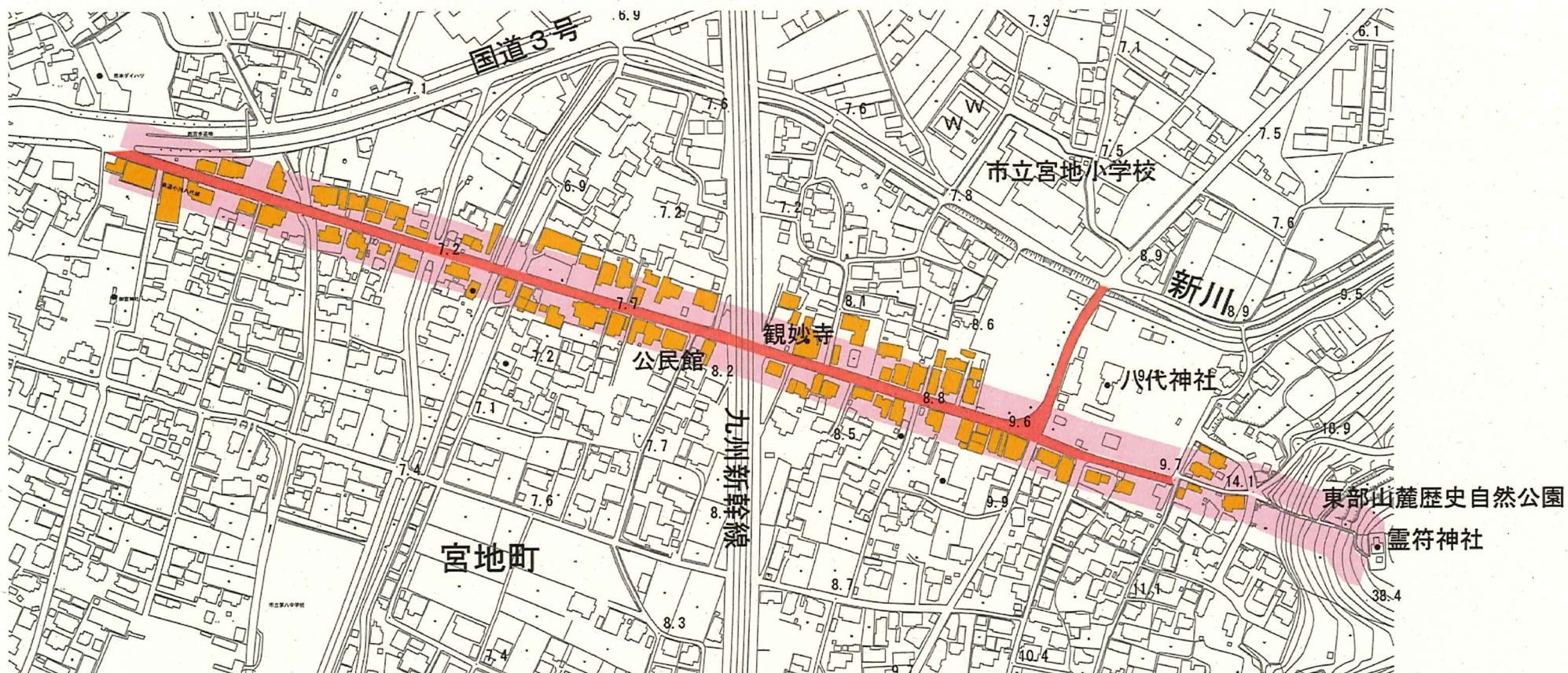
- ・R1.5.17 第1回景観まちづくり検討委員会  
委員：まちづくり協議会みやじ会長、副会長、事務局長、宮地校区長、町内長、区長、消防団、交通安全協会、宮地駐在所、宮地小学校長、PTA会長、第八中学校長等全31名
  - ・R2.2.20 第2回景観まちづくり検討委員会
  - ・R3.5.18～20 住民説明会 参加者44名
- ※景観まちづくり検討委員会幹事会等にて意見集約
- ・R4.11.29 住民説明会 参加者24名

## ■妙見宮周辺の特性

- ・「妙見さん」と呼ばれ、親しまれる八代神社(妙見宮)を中心としたエリアです。
- ・ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や八代神社氷室祭が行われる時期は、多くの人が訪れ、賑わいを見せています。
- ・八代神社(妙見宮)の門前町として形成され、今でも、春光寺、紙漉き水路などの風情ある歴史的景観が残っています。
- ・市街地を見渡すことができる古麓稻荷神社は、良好な視点場となっています。

## ■ 景觀重点区域

## 靈符神社から国道3号までの県道及び市道の沿線



## ■景観形成方針

電線や電柱は、災害にも配慮しつつ、地域の機運の高まりに応じて、電線の整理等、周辺修景に配慮したものとする

周辺環境から突出した高さの建築物の規制

歴史ある街並みと調和した色彩・意匠の建築物への誘導

歴史ある街並みと調和した色彩・材料の工作物への誘導

敷地周りの生垣やシンボルツリーによる緑化の推進



## ■景観形成方針



# 妙見宮周辺地区における景観形成基準

## A 良好な景観形成のための必須基準

※必ず守っていただきルールです。

		景観形成基準		
建築物の建築等		位置・高さ		●山並みや景観資源への眺望を損なわないように、建築物の高さは10m以下とする。 ●道路から建物までの距離は、生垣や柵等が設置できるようにする。
		外観		●屋根形状は勾配屋根(2/10~6/10)とする。 ●店舗や事務所の外観は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
		色彩材料		●建物の外観は、「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とし、3色程度以内とする。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 ●色彩は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
工作物の建設等		塀柵等	形態色彩材料	●可視部分の高さが50cm以上のブロック塀は設置しない。 ●柵はこげ茶色(ダークブラウン)もしくは黒とし、艶消しを行う。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。
		その他の工作物		●室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、木製・竹製・擬木の柵やパネル等で覆う。 ●店舗・事務所等の屋外広告物(看板)は、そのベース色を自然素材の持つ風合いを生かしたもの、又は「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とする。暖簾は、和の色(原色を避ける)を使用する。 ●自動販売機の色はこげ茶色(ダークブラウン)とする。 ●鉄塔、アンテナ、電柱、カーブミラー、バス停等の工作物の設置数は必要最小限とし、通りの開けた眺望及び山なみへの眺望を阻害しないような設置箇所、高さとする。また、周辺の景観に調和するような形態意匠とし、色はこげ茶色(ダークブラウン)を基本とする。 ●地上式太陽光発電設備(ソーラーパネル)は設置しない。 ●現代風な電飾や映像等による広告の掲出はしない。 ●店舗・事務所等に設置するのぼり旗は、常設・仮設を問わず1基までとする。 ●靈符神社からの眺望に支障があるものは設置しない。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●造成は必要最小限とし、既存の地形や地勢を著しく変更しないように努める。		

## B より良い景観形成のための推奨基準

※必ず守らなければならないルールではありません。

		景観形成基準		
建築物の建築等	外観	色彩材料	●外壁材には漆喰もしくは板張を使用するよう努める。	
工作物の建設等	位置高さ		●道路に面した部分に門・塀・柵・生垣等を設置し、町並みの壁面線や生垣等との連続性を保つ。	
	塀柵等	形態色彩材料	●ブロック塀を設置する場合は、その表面を自然素材・自然素材調のもの(自然石・漆喰等)、もしくは左官仕上げとし、色彩は落ち着いたものとする。 ●生垣を設ける場合は、透過の少ない種を選定し、相互に葉が触れ合う程度に列植するよう努める。 ●塀・柵等を設置する場合は主要材料に自然素材を使用するよう努める。 ●ガレージ及びカーポートを設ける場合は、その形態意匠と外構部の素材に留意し、外壁及び町並みに調和するよう努める。 ●シャッターは原則として用いないよう努め、やむを得ず設ける場合には町並みに調和した色彩及び加工を行うよう努める。	
	その他の工作物		●室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、木製の柵やパネル等で覆うように努める。 ●店舗・事務所等の屋外広告物(看板)は、そのベース色を自然素材の持つ風合いを生かしたもの、又は「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とする。暖簾は、和の色(原色を避ける)を使用する。 ●各敷地の開口部に水基や手水鉢を設ける等して、水を取り入れた町並みとなるよう努める。 ●ハレの日(11月・正月・祭りの前後)には妙見祭の提灯、のぼり旗を積極的に設置し、その掲揚台や支柱、電気設備の設置に努める。 ●各敷地内において道路から望見できる場所に樹高3m以上かそれを見込めるシンボルツリーを植樹するよう努める。 ●敷地内の植栽、シンボルツリー、建築物をライトアップするための照明施設を設置するよう努める。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		●行為後に段差が生じる場合は、石垣等により周辺の景観になじむようにする。	
	樹木の伐採		●町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合には、樹木の保護に努める。	
	夜間照明		●玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、落ち着いた雰囲気を演出するよう努める。	

## ■届出対象行為

妙見宮周辺において、以下の行為を行う場合は、行為着手の30日前までに市役所へ届出が必要です。

### 建築物の建築等・工作物の建設等

#### ●規模にかかわらず次の全ての行為

新築(新設)、増築、改築、移転

外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

### 土地の区画形質の変更

#### ●行為に係る面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの又は高さが0.5mを超える擁壁が生じるもの。

### 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

#### ●堆積に係る面積が100m<sup>2</sup>以上のもの、かつ、堆積の期間が90日間を超えるもの。

#### ●樹高10m以上の木竹の伐採

※工作物は、塀、柵、鉄塔、電柱、街路灯、カーブミラー柱等のことです。

# 景観重点地区(日奈久温泉街地区)指定の取組状況について



## ■これまでの経緯

- ・R3.8.3 第1回景観まちづくり検討委員会

委員：校区長、市政協力員、湯の里振興会理事、住民自治会会长、副会長、事務局長、温泉旅館組合組合長、副組合長、婦人会会长、副会長、地元市議会議員等全21名

- ・R4.1.12 第2回景観まちづくり検討委員会

- ・R5.1.19 第3回景観まちづくり検討委員会

## ■日奈久温泉街の特性

- ・日奈久温泉街の趣あるまちなみを中心とした景観エリアです。
- ・600年の歴史を持つ日奈久温泉は、熊本県内で最も古い温泉のひとつです。
- ・なまこ壁や木造建造物のまちなみが今も残り、ところで小さなお堂や神社を見つけることができます。
- ・桟敷の相撲場がある日奈久温泉神社からは、日奈久の市街地と八代海を眺めることができます。良好な視点場となっています。

## ■景観重点区域(案)

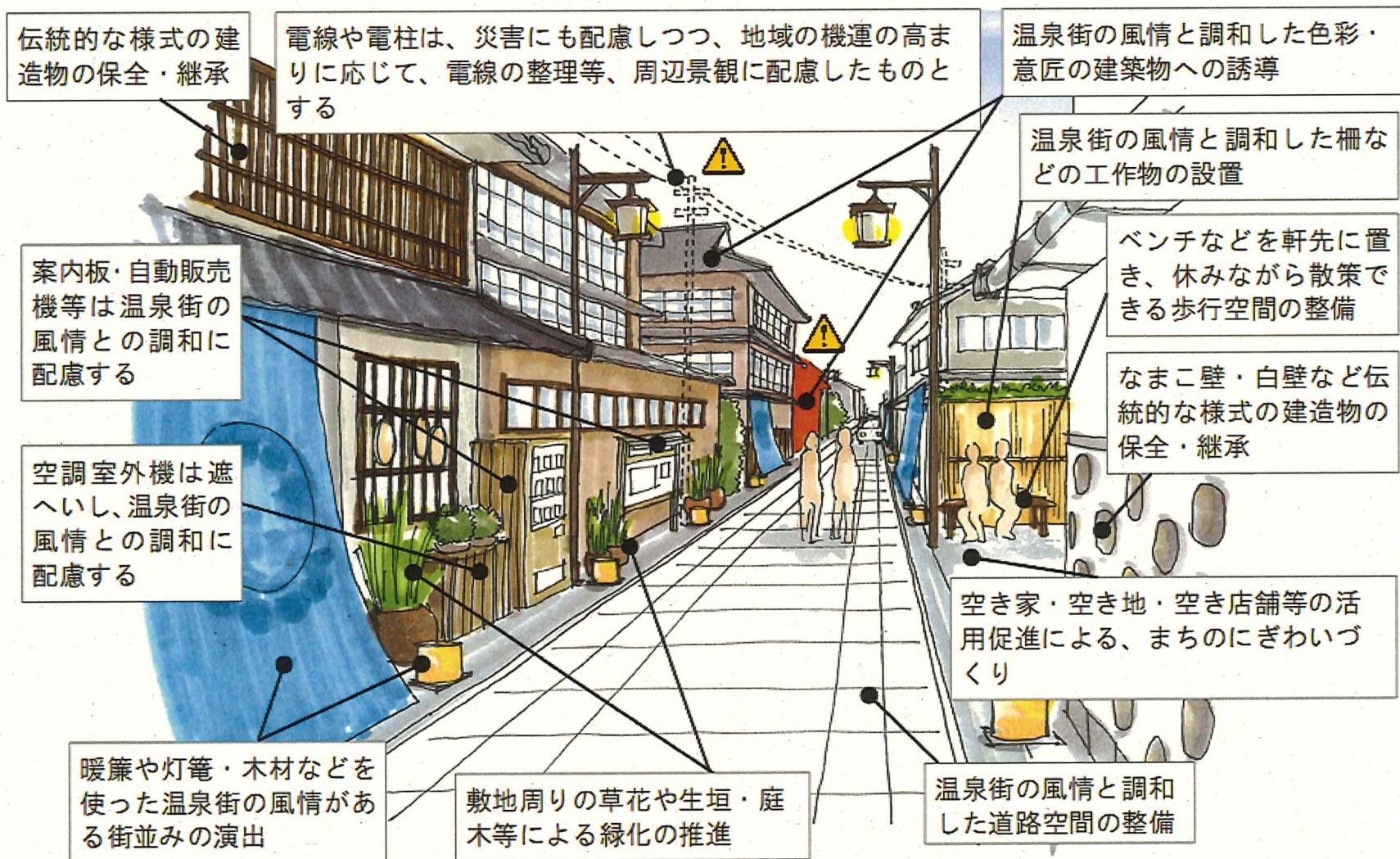
ルールの適用範囲を日奈久温泉街周辺としています。



## ■景観重点区域(案)



## ■景観形成方針(案)



日奈久温泉街地区における景観形成基準（案）

項目		景観形成基準
建築物の建築等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山並みや景観資源への眺望を損なわないように、建築物の階数は原則として3階以下とする。</li> <li>●やむを得ず、建物の階数を4階以上とする場合には、道路に面する壁面を3階部分より後退させる。</li> <li>●道路境界に面して壁面線を揃えることにより、町並みの連續性を確保する。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の外観や建物に附帯する広告物は「和」をイメージできるような和風建築とし、日奈久温泉街として相応しいものとする。また、周辺景観から突出した印象とならないものとする。</li> <li>●室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないようにする。やむを得ず露出する場合には、格子等で覆うようとする。</li> <li>●屋根形状は勾配屋根（2/10～6/10）とする。</li> <li>●陸屋根とする場合には、庇を設ける。</li> <li>●ガレージ及びカーポートを設ける場合は、その形態意匠と外構部の素材に留意し、外壁及び町並みに調和するようとする。</li> <li>●シャッターは原則として用いないよう努め、やむを得ず設ける場合には町並みに調和した色彩とする。</li> <li>●敷地内は積極的に緑化する。特に接道部分の緑化を積極的に行う。</li> </ul>
	外観	<p>【外壁の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の外観は、「白・黒・茶・灰色」を基調とし、温かみのある和の落ち着いた色彩とする。</li> <li>●建築物の外観の色彩（基調色）の彩度は、暖色系であればマンセル値の4以下、寒色系であればマンセル値の1以下とする。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。</li> <li>●建築物の外観に複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くならないようとする。</li> </ul> <p>【屋根の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●瓦の色は漆黒および茶系を基本とした和の色とする。</li> </ul>
	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は、樹木や草花等により積極的に緑化する。</li> <li>●緑化を行う場合には、樹木は中低木、プランターは建築物と同調する色・材質とする。</li> <li>●建築設備は、道路から目立つ場所には極力設置せず、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか建物本体の色彩基準に基づき修景する。</li> <li>●通りに面する窓や格子にはできる限り面格子・出格子を設ける。</li> </ul>
	外構・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、町並みの壁面線や生垣等との連続性を保つようとする。</li> </ul>
	柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生垣を設ける場合は、相互に葉が触れ合う程度に列植することを基本とする。</li> <li>●門・門柱・石垣等を設置する場合には、コンクリートブロックは避ける。空き地の道路に面する部分も同様とする。</li> </ul>
工作物の建設等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機、鉄塔、アンテナ、電柱、カーブミラー柱、バス停等の工作物の設置数は必要最小限とし、通りの開けた眺望及び山なみへの眺望を阻害しないような設置箇所、高さとする。</li> <li>●周辺の景観に調和するような形態意匠とし、色はこげ茶色（ダークブラウン）を基本とする。</li> <li>●地上式太陽光発電設備（ソーラーパネル）は設置しない。</li> <li>●店舗に使用する広告物（ノボリ旗等含む）は原色を避けて和の色とする。また、セールや売り出し等の広告物は長期間掲出しない。</li> <li>●現代風な電飾や映像等による広告の掲出を控える。</li> <li>●看板、ベンチ、灯籠等のストリートファニチャーは耐火性の素材とする。</li> </ul>
	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行為後に段差が生じる場合は、石垣等により周辺の景観になじむようとする。</li> <li>●造成は必要最小限とし、既存の地形や地勢を著しく変更しないようにするとともに緑化を行う。</li> </ul>
樹木の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合には、樹木の保護を行う。</li> </ul>
夜間照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>●玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、落ち着いた雰囲気を演出する。</li> </ul>

「新八代八景」認定プロジェクト  
～八代市景観フォトコンテスト2022～  
審査要領

【開催趣旨】

八代の魅力ある風景を写真で紹介・発信することにより、その魅力を市民や来訪者に広く周知し、景観に対する意識の醸成を図ります。また、受賞作は、庁舎等への掲示、各種広報誌、HP等で広く発信します。

【テーマ】

「八代八景」から、わたしがイメージする風景

以下の①～⑧から一首を選び、イメージする写真を応募。

- ①熊川秋月：く万川のみなそこ深きさゝれ石もあらはなるまですめる月かな
- ②松堤夕照：木すゑのみつゝみつたひそほの見へてゆふかけふれる松のむら立
- ③八代歸帆：八代の（於）きつゆふしほさしつれてひまなく歸（帰）るあまのつり舟
- ④山家夜雨：さよふけてきゝしる雨のしつけきはふもとのいほの軒の玉水
- ⑤高（弘）田落雁  
：千町田に落るとみしは天草の島山こゑし雁にかかるらむ
- ⑥龍峰暮雪：ゆふつく日いりにしのちも龍か峰になほくれあへぬ雪のいろかな
- ⑦遙拝晴嵐：岩はしる瀬の音さやけしふもと山あけほのくらくおろすあらしに
- ⑧宮地晩鐘 又白木山晩鐘  
：さそひ来るおともさやけし白木山あらしの末のいりあひのかね

【審査方法】

(第1次審査)

8つあるテーマごとに1作品を選んで、付箋を1枚貼っていただき、その数が多い作品がそのテーマの入選作品となります。

(第2次審査)

次に入選した8作品から1作品を選んで、付箋を1枚貼っていただき、その数が多い作品が最優秀賞、次点が優秀賞となります。

【審査基準】

審査は以下の評価基準で評価をしてください。

- ① 「八代八景」というテーマに合っているか（自由なイメージで応募されています。）
- ② その場所に行って風景を見たいと思うか
- ③ その風景が今後も残ってほしいと思うか